

土地整備代行に進出

ランドマーク税理士法人グループ（横浜市）は2021年春から農地の草刈りや樹木の伐採の代行事業を始める。同社は土地相続に強いことから、農地を持ちながらも農業に取り組んでいない所有者向けに売り込む。

将来の相続事業の請け負いや退職者の採用など雇用創出にもつなげていきたい考えだ。

都市部の地主らの需要を見込む。一般的な農地のほかに、30年間の営農義務がある「生産緑地」は、住宅などに転用できないため土地活用せずに

ランドマーク税理士法人 耕作放棄地の再生も担う

を対象にする。23年には年間200件まで受注の拡大を目指す。将来は栽培や収穫などの実務に事業を拡大していくことも検討する。

展開。横浜市北部や川崎市は対象になりそうな「生産緑地や市街化調整区域が多い」（清田幸弘代表）という。同社は土地相続を中心に扱いて、相続税申告で4500件、相談対応で1万8000件の実績がある。代行事業は本業である。代行事業は本業である。代行事業は本業である。

料金は草刈りで1坪（3・3平方メートル）あたり350円。1都3県の「都市農家」を持つ農地の規模は平均で900坪程度で、その場合1回あたり約30万円となる。将来土地を活用する際に備えて、土地の維持・管理ができる。耕作放棄地の再生も担う。

当初は草刈りと樹木の伐採、土地をならす整地を担う。代行業務はまず同社社員が担う。今後は「第2の職」を求め、人材とのマッチングを進め、60〜70代など退職者を対象に採用を検討している。

農地の草刈り・樹木伐採